定期預金自動おまとめサービス規定 十六銀行

定期預金自動おまとめサービス規定

1.預金の預入れ等

- (1)この定期預金自動おまとめサービス契約は、定期預金を預入れる際、特に申出がない限り、その満期日を、あらかじめ指定を受けた定期預金(以下「基準預金」といいます。) の満期日に自動的に合わせるものとします。
- (2)各別の定期預金の預入日から基準預金の満期日までの期間が、当該定期預金 の当行所定の最低預入期間に満たない場合、各別の定期預金は、その満期日 を、あらかじめ指定を受けた方法により基準預金を自動的に継続した場合の 満期日に合わせて預入れるものとします。
- (3)自動振替契約等の別の定めにより入金される定期預金の満期日は、その定めによるものとします。

2.預金の種類・継続の方法等

(1)基準預金の満期日と同一の日を満期日とする定期預金は、基準預金とともに、 あらかじめ指定をうけた方法により、元利金または元金の合計額をもってそ の金額に応じて、自由金利型定期預金 (M型) または自由金利型定期預金に 自動的に継続します。

ただし、あらかじめ複利型に継続する旨指定を受けた場合は、元利金または 元金の合計額が、当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合 でも、自由金利型定期預金(M型)に継続します。

- (2)①基準預金の満期日に、預入期間が1年以上経過した期日指定定期預金は、満期日が到来したものとし、基準預金とともに、あらかじめ指定を受けた方法により、元利金または元金の合計額をもってその金額に応じて、自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金に自動的に継続します。②つぎの場合には前①の取扱いはいたしません。
 - A前①の預入期間が1年以上の期日指定定期預金を自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続する場合で前①により満期日が到来したものとする期日指定定期預金の3年間の利回りが、その満期日におけるあらかじめ指定をうけた期間の自由金利型定期預金 (M型) の利率より高いとき
 - B前①の預入期間が1年以上の期日指定定期預金を自由金利型定期預金に 自動的に継続する場合で前①により満期日が到来したものとする期日指 定定期預金の3年間の利回りが、その満期日におけるあらかじめ指定を うけた期間の自由金利型定期預金の利率より高いとき
- (3)次の定期預金は、通帳記載の満期日に、あらかじめ指定をうけた方法により、 元利金または元金の金額に応じて、自由金利型定期預金 (M型) または自由 金利型定期預金に自動的に継続します。

この場合、継続後の満期日は、基準預金の満期日に合わせるものとします。 ただし、この継続をする日から基準預金の満期日までの期間が、継続後の定 期預金の当行所定の最低預入期間に満たない場合、継続後の定期預金の満期 日は、あらかじめ指定を受けた方法により基準預金を自動的に継続した場合 の満期日に合わせるものとします。

- ①自動継続期日指定定期預金
- ②自動継続自由金利型定期預金 (M型)
- ③自動継続自由金利型定期預金

ただし、自動継続期日指定定期預金に前(2)①の取扱いをした場合、この取扱いはいたしません。

- (4)各別の定期預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。 ただし、各別の定期預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、そ の定めによるものとします。
- (5)各別の定期預金について、前(1)、(2)①の取扱いをした場合、継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、基準預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.次の①~⑨に該当する場合、各別の定期預金についてこの取扱いはいたしません。

- ①定期預金自動おまとめサービスの取扱いをしない旨、特に申出をうけたとき
- ②支払いの停止があったとき
- ③相続の開始があったとき
- ④総合□座取引以外の当行に対する債務の担保となっているとき
- ⑤自動継続をしない預入期間1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の自由金利型定期預金(M型)および自由金利型定期預金、ならびに自動継続をしない期日指定定期預金
- ⑥自由金利型定期預金 (M型) (利息分割型) および自由金利型定期預金 (利息分割型)
- ⑦変動金利定期預金
- ⑧据置定期預金
- ⑨①から⑧以外の定期預金で証書式にて預入れた定期預金

4.定期預金の一部解約

(1)当行がやむを得ないものと認めて、指定口座に預入れた預入日の1年後の応当日の翌日以後の日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型)(基準預金を除きます。)(以下「この預金」といいます。)を解約する場合には、預入

- 日の1年後の応当日以後であれば、以下の場合について次の範囲でこの預金の一部を1万円以上の金額で解約することができます。
- ①解約日の基準預金の残高が300万円以上の場合
 - この預金の元金金額のうち任意に指定する金額部分
- ②この預金の預入日および解約日の基準預金の残高がともに300万円未満の 場合
 - a この預金の元金金額が300万円を超える場合には、その超える部分
 - bこの預金の元金金額が300万円未満の場合には、任意に指定する金額部分
- ③この預金の預入日の基準預金の残高が300万円以上で解約日のそれが300万円未満の場合
- この預金の元金金額が300万円を超える場合に限り、この預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分
- (2)この預金が、3.②、③、④または⑥に該当する場合には、前(1)の取扱いはしません。

5.規定の変更

- (1)この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前(1)の変更は、前(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上 2020年4月1日現在